

容器保安規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 容器保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十号)	1
○ 液化石油ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十二号)	3
○ 一般高圧ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十三号)	38
○ コンビナート等保安規則 (昭和六十一年通商産業省令第八十八号)	81

改正後

改正前

（液化ガスの質量の計算の方法）
 第二十二条 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = V \sqrt{C}$$

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G (略)

V (略)

C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。））、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

（液化ガスの質量の計算の方法）
 第二十二条 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = V \sqrt{C}$$

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G (略)

V (略)

C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数（液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重（単位 キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。））、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一キログラムの占める容積（単位 リットル）の数値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

液化フルオロカーボン百三十四 a (略)	液化ガスの種類
○・九四 (略)	定数

液化フルオロオレフィン百三十四 a (略)	液化ガスの種類
○・九四 (略)	定数

改正後

改正前

液化石油ガス保安規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等

第一節 高圧ガスの製造に係る許可等(第三条―第十八条)

第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等(第十九条―第三十一条)

第三節 完成検査(第三十二条―第三十七条)

第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等(第三十八条―第四十一条)

第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出(第四十二条―第四十四条)

第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等(第四十五条―第四十六条)

第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等(第四十七条―第五十条)

第七章 高圧ガスの消費に係る届出等(第五十一条―第五十八条)

第八章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等(第五十九条・第六十条)

第九章 自主保安のための措置(第六十一条―第七十六条)

第十章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査(第七十七条―第八十条)

第二節 定期自主検査(第八十一条・第八十一条の二)

液化石油ガス保安規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等

第一節 高圧ガスの製造に係る許可等(第三条―第十八条)

第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等(第十九条―第三十一条)

第三節 完成検査(第三十二条―第三十七条)

第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等(第三十八条―第四十一条)

第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出(第四十二条―第四十四条)

第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等(第四十五条―第四十六条)

第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等(第四十七条―第五十条)

第七章 高圧ガスの消費に係る届出等(第五十一条―第五十八条)

第八章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等(第五十九条・第六十条)

第九章 自主保安のための措置(第六十一条―第七十六条)

第十章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査(第七十七条―第八十条)

第二節 定期自主検査(第八十一条・第八十一条の二)

第十一章 危険時の措置(第八十二条)

第十二章 完成検査及び保安検査に係る認定等(第八十三条—
第九十二条の七)

第十三章 雑則(第九十三条—第九十九条)

附則

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種保安物件 次に掲げるもの (事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)

イ〜チ (略)

二〜十四 (略)

十五 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イ〜へ (略)

備考 (略)

十六〜十九

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

第十一章 危険時の措置(第八十二条)

第十二章 完成検査及び保安検査に係る認定等(第八十三条—
第九十二条)

第十三章 雑則(第九十三条—第九十九条)

附則

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの (事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)

イ〜チ (略)

二〜十四 (略)

十五 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)であつて、次のイからへまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに掲げるところにより得られたもの

イ〜へ (略)

備考 (略)

十六〜十九

2 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十六条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二五（略）

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

（削る）

（削る）

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平

一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二五（略）

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号に該当するものを除く。）

（新設）

成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

ロ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

ハ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）

イ 行う工事であつて、次に掲げる設備の変更に係る工事
イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産

（新設）

業大臣が認める者が製造したものの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(第一号に該当するものを除く。)

ロ 高圧ガス設備(特定設備を除く。)の変更(配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの(イ及び第一号に該当するものを除く。)

ハ ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事(ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。)

2
(特定施設の範囲等)
第七十七条 (略)

2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年(経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(経済産業大臣が定める施設に

2
(略)

2
(特定施設の範囲等)
第七十七条 (略)

2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない施設にあつては、完成検査)を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(

あつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二（略）

3| 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査受け又は行ったものとみなす。

4| 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

5| 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設

経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二（略）

（新設）

3| 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする第一種製造者は、第三十二条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6| 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)
第七十八条 (略)

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

4| 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)
第七十八条 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

(保安検査の方法)

第八十条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法

(完成検査に係る認定の申請等)

第八十三条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条

(保安検査の方法)

第八十条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

(新設)

二 第六条第一項第二号若しくは第十一号、又は第九十七条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依りて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

(完成検査に係る認定の申請等)

第八十三条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十

第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に関する事項

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施設配置図及び系列

条第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に関する事項

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施

会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に関する事項

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第八十七条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十七の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に関する事項

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第四十九の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面

設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に関する事項

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第八十七条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十七の認定完成検査実施者調査申請書に次に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所又は第一種貯蔵所の概要 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に関する事項

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第四十九の認定保安検査実施者調査申請書に次に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要 設立年月日、従業

積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に関する事項

5・6 (略)

(施設の追加)

第九十条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十三条、第八十四条及び第八十七条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十四条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十三条第一項又は第八十七条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、認定保安検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

員数、敷地面積、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表、ガス種ごとの処理能力一覧表、製造工程図、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に関する事項

5・6 (略)

(施設の追加)

第九十条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十三条、第八十四条及び第八十七条第一項から第三項までの規定を準用する。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項までの規定を準用する。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第九十二条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2| 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3| 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4| 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当しているとき、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十四の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十四の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

(新規)

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準

第九十二条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること
- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること
- 七 法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新

第九十二条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日
- 二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

（新規）

（新規）

2| 第九十二条の二及び第九十二条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出)

第九十二条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者(以下「特定認定完成検査実施事業者」という。)は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 認定保安検査実施者である特定認定事業者(以下「特定認定保安検査実施事業者」という。)は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加)

第九十二条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十二条の二及び第九十二条の三の規定を準用する。ただし、第九十二条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十二条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼ

(新規)

(新規)

すことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等)

第九十二条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第九十二条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 | 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第九十六条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項(特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。)について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故

(新規)

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第九十六条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項(特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。)について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに

報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一次のいずれかに該当する事故 イ～ニ（略）	（略）
二（略）	（略）

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一次のイからニまでのいずれかに該当する事故 イ～ニ（略）	（略）
二（略）	（略）

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第20号）第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

様式第37（第77条、第78条関係）

保安検査申請書	液石	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
×許可番号			
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			

様式第37（第77条、第78条関係）

保安検査申請書	液石	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
×許可番号			
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			

製造施設完成検査の 年 月 日	
前回の保安検査の 年 月 日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったときみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

製造施設完成検査証の 交付年月日	
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。

(新設)

①

5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

5 []内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第38 (第77条、第78条関係)

保安検査証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	
検査した特定施設及びその所在地	
保安検査の年月日	
検査職員又は検査員氏名	
検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名 第 号

(新設)

4 []内は、該当する一機関名を記載すればよい。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第38 (第77条、第78条関係)

保安検査証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	
検査した特定施設及びその所在地	
検査年月日	
検査職員又は検査員氏名	
検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名 第 号

備考	考
----	---

都 道 府 県 知 事
 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
 指 定 保 安 検 査 機 関 名

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。
- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。
- 3 検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 4 []内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

様式第39 (第78条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	液石	×整理番号	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

備考	考
----	---

都 道 府 県 知 事
 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
 指 定 保 安 検 査 機 関 名

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。
(新設)
- 2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 []内は該当する二機関名を記載すればよい。

様式第39 (第78条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	液石	×整理番号	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年月日 第 号
保安検査の年月日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
 - 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年月日 第 号
検査を受けた年月日	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)
- (新設)

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第40 (第78条関係)

指定保安検査受検届書	液石	整理番号	年月日
		<input checked="" type="checkbox"/> 受理	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年月日 第 号		
指定保安検査機関名			
保安検査の年月日			
備考			

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第40 (第78条関係)

指定保安検査受検届書	液石	整理番号	年月日
		<input checked="" type="checkbox"/> 受理	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年月日 第 号		
指定保安検査機関名			
検査を受けた年月日			

年 月 日

代表者 氏名

㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第41 (第79条関係)

保安検査結果報告書	液石	×整理番号	年 月 日
		年 月 日	
検査をした特定施設及びその所在地			

年 月 日

代表者 氏名

㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

(新設)

(新設)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第41 (第79条関係)

保安検査結果報告書	液石	×整理番号	年 月 日
		年 月 日	
検査をした特定施設及びその所在地			

名称 (事業所の名称を含む。)	
検査の結果	
保安検査証の検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 第 号
保安検査の年月日 検査員氏名	
備考	

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載する

名称 (事業所の名称を含む。)	
検査の結果	
保安検査証の検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 第 号
検査の年月日 検査員氏名	
備考	

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

こと。

様式第42 (第79条関係)

保安検査結果報告書	液石	整理番号 年 月 日	年 月 日
	×		
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
保安検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年 月 日

様式第42 (第79条関係)

保安検査結果報告書	液石	整理番号 年 月 日	年 月 日
	×		
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年 月 日

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第43 (第83条関係)

認定完成検査実施者 認定申請書	液石	整理番号	年月日
		×受理年月日	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類類			

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

様式第43 (第83条関係)

認定完成検査実施者 認定申請書	液石	整理番号	年月日
		×受理年月日	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類類			

特定変更工事を行う 製造施設又は貯蔵設備	
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年月日 第 号 高圧ガス保安協会

年 月 日

代表者 氏名

㊞

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第44 (第84条関係)

認定完成検査実施者認定証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	

特定変更工事を行う 製造施設又は貯蔵設備	
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年月日 第 号 高圧ガス保安協会

年 月 日

代表者 氏名

㊞

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第44 (第84条関係)

認定完成検査実施者認定証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類類	
認定に係る特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	(_____)
製造施設又は貯蔵設備の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類類	
認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設又は貯蔵設備の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定完成検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定完成検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第45 (第85条関係)

認定保安検査実施申請書	液石	整理番号	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら保安検査を行う特定施設			

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第45 (第85条関係)

認定保安検査実施申請書	液石	整理番号	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
運転を停止して保安検査を行う特定施設			

運転を停止することなく <u>自ら</u> 保安検査を行う特定施設及び その連続運転期間	
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高压ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊦

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、特定認定保安検査実施事業者申請書と同時に提出する場合は、記載しなくてもよい。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第46 (第86条関係)

認定保安検査実施者認定証

液石

運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高压ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊦

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

(新設)

様式第46 (第86条関係)

認定保安検査実施者認定証

液石

名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
<u>自ら保安検査を行う特定施設</u>	
<u>運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間</u>	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	(_____)
製造施設の検査の方法等	

名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
<u>運転を停止して保安検査を行う特定施設</u>	
<u>運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間</u>	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	

備考	
----	--

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 認定の有効期間の欄における () には、申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合、特定認定保安検査実施事業者である際の認定の有効期間を記載する。

様式第49 (第87条関係)

認定保安検査申請書	液石	整理番号 受理年月日	年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/>		
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

備考	
----	--

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第49 (第87条関係)

認定保安検査申請書	液石	整理番号 受理年月日	年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/>		
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

申請の種類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	

年 月 日

代表者 氏名

㊟

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 法第35条第1項第2号の認定と令第10条ただし書の認定を同時に申請しようとする者は、運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、記載することを要しない。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

申請の種類	
運転を停止して保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	

年 月 日

代表者 氏名

㊟

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

(新設)

様式第50 (第87条関係)

認定保安検査実施者調査証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
<u>自ら</u> 保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく <u>自ら</u> 保安検査を行う特定施設及び <u>その</u> 連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証 交付年月日及び調査証番号	

様式第50 (第87条関係)

認定保安検査実施者調査証	液石
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
<u>運 転 を 停 止 し て</u> 保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証 交付年月日及び調査証番号	

備考	
----	--

年 月 日

〔 高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第54 (第92条関係)

保安検査記録届書	液石	整理番号	年 月 日
		×	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			

備考	
----	--

年 月 日

高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第54 (第92条関係)

保安検査結果報告書	液石	整理番号	年 月 日
		×	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			

事業所所在地	
前回の保安検査の年月日	年月日
検査実施期間	年月日～年月日

年月日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第54の2 (第92条の2関係)

特定認定完成検査実施事業者	×整理番号	
液石		

事業所所在地	
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日	年月日
検査実施期間	年月日～年月日

年月日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

認 定 申 請 書

×受理年月日 | 年 月 日

名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所 所在地	
申請の種類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
特定認定完成検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名 _____ ㊟

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第54の3 (第92条の2関係)

(新設)

特定認定保安検査実施事業者 認 定 申 請 書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る特定施設			
特定認定保安検査実施事業者審査証		年 月 日	
交付年月日及び調査証番号		高圧ガス保安協会 第 号	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第54の4 (第92条の2関係)

(新設)

特 定 認 定 完 成 検 査 実 施 事 業 者 認 定 証	液 石
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	

認定の種類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第54の5 (第92条の2関係)

特定認定保安検査実施事業者認定証	液石
------------------	----

(新設)

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
認定に係る特定施設	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第54の6 (第92条の5関係)

(新設)

特定認定完成検査実施事業者 変更届	液石	×整理番号	年 月 日
		×受理年月日	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

代表者 氏名 ⑩

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名を記載し、押印することには代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第54の7 (第92条の5関係)

(新設)

特定認定保安検査実施事業者 変更届	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名 _____ ㊟

経済産業大臣 殿

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

改正後	改正前
<p>一般高圧ガス保安規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可等（第三条―第十七条）</p> <p>第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等（第十八条―第三十条）</p> <p>第三節 完成検査（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第四十二条―第四十四条）</p> <p>第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等（第四十八条―第五十一条）</p> <p>第七章 家庭用設備の設置に係る技術上の基準（第五十二条）</p> <p>第八章 高圧ガスの消費に係る届出等（第五十三条―第六十条）</p> <p>第九章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第六十一条・第六十二条）</p> <p>第十章 自主保安のための措置（第六十三条―第七十八条）</p> <p>第十一章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査（第七十九条―第八十二条）</p>	<p>一般高圧ガス保安規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可等（第三条―第十七条）</p> <p>第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等（第十八条―第三十条）</p> <p>第三節 完成検査（第三十一条―第三十六条）</p> <p>第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第四十二条―第四十四条）</p> <p>第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等（第四十八条―第五十一条）</p> <p>第七章 家庭用設備の設置に係る技術上の基準（第五十二条）</p> <p>第八章 高圧ガスの消費に係る届出等（第五十三条―第六十条）</p> <p>第九章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第六十一条・第六十二条）</p> <p>第十章 自主保安のための措置（第六十三条―第七十八条）</p> <p>第十一章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査（第七十九条―第八十二条）</p>

第二節 定期自主検査（第八十三条・第八十三条の二）

第十二章 危険時の措置（第八十四条）

第十三章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第八十五条—
第九十四条の七）

第十三章の二 指定設備に係る認定等（第九十四条の八—第九
十四条の十五）

第十四章 雑則（第九十五条—第三百二条）

附則

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と
同一敷地内にあるものを除く。）

イ～チ （略）

六～十七 （略）

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液
化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（
温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以
下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理
設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところに
より得られたもの

イ～リ （略）

備考 （略）

十九～二十六 （略）

2
（略）

第二節 定期自主検査（第八十三条・第八十三条の二）

第十二章 危険時の措置（第八十四条）

第十三章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第八十五条—
第九十四条の九）

第十三章の二 指定設備に係る認定等（第九十四条の二—第九
十四条の九）

第十四章 雑則（第九十五条—第三百二条）

附則

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所
の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

イ～チ （略）

六～十七 （略）

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液
化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（
温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以
下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからしま
でに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当
該イからしまでに掲げるところにより得られたもの

イ～リ （略）

備考 （略）

十九～二十六 （略）

2
（略）

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二までに定めるところによる。

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていないことを確認すること。

二〇〇 (略)

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条 法第八条の二第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二までに定めるところによる。

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていないことを確認すること。

二〇〇 (略)

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号、第七条の三第一項第十七号並びに同条第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第二項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

3 二〇七 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号並びに第七条の三第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号並びに前項第五号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第二項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

3 二〇七 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 五（略）

- 六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

（削る）

（削る）

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 五（略）

- 六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

- イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）
- ロ ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

七

認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

（新設）

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）

ロ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

八

認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）

（新設）

が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事
イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一

項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(第一号に該当するものを除く。)

ロ 高圧ガス設備(特定設備を除く。)の変更(配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの(イ及び第一号に該当するものを除く。)

ハ ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事(ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。)

2

(略)

(特定施設の範囲等)

第七十九条 (略)

2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期

2

(略)

(特定施設の範囲等)

第七十九条 (略)

2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない施設にあつては、完成検査)を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該施設を再び使

間が一年以上（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二（略）

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（前項の告示で定める施設にあつては、前項の告示で定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（第二項の告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日から二月

用しようとする日までの期間が一年以上（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二（略）

（新設）

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする第一種製造者は、第三十一条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（前項の告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、前項の告示で定める期間が終了する日の三十日前）にあつては、前項の告示で定める期間が終了する日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第八十条 (略)

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第八十条 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

(保安検査の方法)

第八十二条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法

三 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

四 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号の二、第四十二号へ及び同号又に掲げる基準（特定不活性

(保安検査の方法)

第八十二条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

(新設)

二 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

三 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号の二、第四十二号へ及び同号又に掲げる基準（特定不活性

ガスに係るものに限る。)並びに同項第二十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。) 、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。) 、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。) 、圧縮水素スタンド、移動式製造設備(第八条第一項第四号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。)又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。)及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

(完成検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十四の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類
設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

ガスに係るものに限る。)並びに同項第二十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。) 、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。) 、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。) 、圧縮水素スタンド、移動式製造設備(第八条第一項第四号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。)又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。)及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

(完成検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十四の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類
設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十七条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十六の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関(以下この条において「協会等」という。)が行う調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十八の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十七条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十六の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関(以下この条において「協会等」という。)が行う調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十八の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所又は第一種貯蔵所の概要を記

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第五十の認定保安検査実施者調査申請書に次に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

5〜7 (略)

(施設の追加)

第九十二条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十九条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十六条第三項

載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第五十の認定保安検査実施者調査申請書に次に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

5〜7 (略)

(施設の追加)

第九十二条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十九条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、第八十五条第一項又は第八十九条第一項に掲げる認定申請書に添えなければなら

に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十九条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならぬ書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十七条、第八十八条及び第八十九条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十八条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十七条第一項又は第八十九条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならぬ書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第九十四条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備(法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者について、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。)を明らかにして行わなければならない。

ない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十七条、第八十八条及び第八十九条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、第八十七条第一項又は第八十九条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならぬ書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(新規)

3| 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4| 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当しているとき、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

1| (令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準第九十四条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づき必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間(運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次回の保安検査の日までの期間をいう。)及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備し

(新規)

ていること

- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行っていること
- 七 法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新

）

第九十四条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる

場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

- 二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

- 2 第九十四条の二及び第九十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

- 第九十四条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定

（新規）

（新規）

保安検査実施事業者」という。)は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加)

第九十四条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十四条の二及び第九十四条の三の規定を準用する。ただし、第九十四条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十四条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等)

第九十四条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

- 一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第九十四条の三各号のいずれかに該当してないと認められるとき。
- 三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

(新規)

(新規)

2 | 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

(指定設備に係る認定の申請)

第九十四条の八 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(指定設備に係る技術上の基準)

第九十四条の九 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 (略)

(指定設備認定証の様式)

第九十四条の十 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の九のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第九十四条の十一 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第五十五の十の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合

(指定設備に係る認定の申請)

第九十四条の二 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の二の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(指定設備に係る技術上の基準)

第九十四条の三 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 十六 (略)

(指定設備認定証の様式)

第九十四条の四 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の三のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第九十四条の五 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第五十五の四の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合に

にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第九十四条の十一 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一～三 (略)

(指定設備認定証の返納)

第九十四条の十三 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の十四 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び第九十四条の十五において同じ。)を行ったときは、当該認定指定設

あつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第九十四条の六 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一～三 (略)

(指定設備認定証の返納)

第九十四条の七 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第九十四条の八 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び第九十四条の九において同じ。)を行ったときは、当該認定指定設備に

備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(認定指定設備の交換に係る調査の申請等)

第九十四条の十四の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(認定指定設備の移設等に係る調査の申請等)

第九十四条の十五 第九十四条の十四第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(認定指定設備の交換に係る調査の申請等)

第九十四条の八の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の五の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の六の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(認定指定設備の移設等に係る調査の申請等)

第九十四条の九 第九十四条の八第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の五の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第九十四条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の六の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第九十八条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十九の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一 次のいずれかに該当する事故	(略)
イ〜ニ (略)	(略)
二 (略)	(略)

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第六十の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

別表第一 (第三十五条第一項関係)

検査項目	保安検査の方法
1〜3 (略)	
4 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合	
一・二 (略)	

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第九十八条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十九の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一 次のイからニまでのいずれかに該当する事故	(略)
イ〜ニ (略)	(略)
二 (略)	(略)

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。第百一条及び第百二条において「令」という。)第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第六十の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

別表第一 (第三十五条第一項関係)

検査項目	保安検査の方法
1〜3 (略)	
4 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合	
一・二 (略)	

備考 (略)	三 第七条の二第三 一項第三号の地 盤面下に高圧ガ ス設備を設置し た室の構造等	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した 場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置 した室の上部構造を目視によるほか、 図面又は記録により検査し、かつ、漏 えいしたガスの滞留を防止するための 当該室に講じた措置の状況を目視によ るほか、図面又は記録により検査する 。
	四〇二十四 (略)	四〇二十四 (略)
5 〇8 (略)	四〇二十四 (略)	四〇二十四 (略)

備考 (略)	三 第七条の二第三 一項第三号の地 盤面下に高圧ガ ス設備を設置し た室の構造等	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した 場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置 した室の上部構造を目視によるほか、 図面又は記録により検査し、かつ、漏 えいしたガスの滞留を防止するための 当該室に講じた措置の状況を目視によ るほか、図面又は記録により検査す る。
	四〇二十四 (略)	四〇二十四 (略)
5 〇8 (略)	四〇二十四 (略)	四〇二十四 (略)

別表第三(第八十二条第二項第三号関係)

5 製造設備が移動
式圧縮水素スタン
ドである製造施設
の場合

保安検査の方法

一〇十六 (略)
十七 第八条の二
第一項第一号で
順用する第六条
第一項第四十二
号又の可燃性ガ

一〇十六 (略)
十七 可燃性ガスの容器置場の消火設備
の設置状況及び維持管理状況を目視及
び記録により検査する。

別表第三(第八十二条第二項第三号関係)

5 製造設備が移動
式圧縮水素スタン
ドである製造施設
の場合

保安検査の方法

一〇十六 (略)
十七 第八条の二
第一項第一号で
順用する第六条
第一項第四十二
号又の可燃性ガ

一〇十六 (略)
十七 可燃性ガスの容器置場の消火設備
の設置状況及び維持管理状況を目視及
び記録により検査する。

スの容器置場の
 消火設備
 十八〜三十七
 (十八〜三十七 (略))

様式第38 (第79条、第80条関係)

保安検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査の 年 月 日			
前回の保安検査の 年 月 日			

の容器置場の消
 火設備
 十八〜三十七
 (十八〜三十七 (略))

様式第38 (第79条、第80条関係)

保安検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査証の 交付年 月 日			
前回の保安検査に係る保安検査証の 交付年 月 日			

備	考
---	---

年 月 日

代表者 氏名 (印)

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

- 5 []内は、該当する一の機関の名称をすればよい。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

年 月 日

代表者 氏名 (印)

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、() を設け、休止期間を記載すること。

(新設)

(新設)

4 []内は該当する一機関名をすればよい。

- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第39 (第79条、第80条関係)

保 安 検 査 証	一 般
名称 (事業所の名称を含む。)	
検査した特定施設及びその所在地	
保安検査の年月日	
検査職員又は検査員氏名	
検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名
備考	第 号

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第79条第3項

様式第39 (第79条、第80条関係)

保 安 検 査 証	一 般
名称 (事業所の名称を含む。)	
検査した特定施設及びその所在地	
検査年月日	
検査職員又は検査員氏名	
検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名
備考	第 号

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
印

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

(新設)

により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

3 検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。

4 []内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

様式第40 (第80条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号		年月日	第 号
保安検査の年月日			

2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。

3 []内は該当する二機関名を記載すればよい。

様式第40 (第80条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号		年月日	第 号
検査を受けた年月日			

備考	
----	--

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第41 (第80条関係)

指 定 保 安 検 査 機 関	一 般	× 整 理 番 号			
保 安 検 査 受 検 届 書		年 月 日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					

--	--

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

(新設)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第41 (第80条関係)

指 定 保 安 検 査 機 関	一 般	× 整 理 番 号			
保 安 検 査 受 検 届 書		年 月 日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
保安検査の年月日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検査を受けた年月日	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第42 (第81条関係)

保安検査結果報告書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号		年月日 高圧ガス保安協会 第 号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(新設)

様式第42 (第81条関係)

保安検査結果報告書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号		年月日 高圧ガス保安協会 第 号	

保安検査の年月日	
検査員氏名	
備考	

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第43 (第81条関係)

保安検査結果報告書	一般	×整理番号	年 月 日
		×受理年月日	
検査をした特定施設及びその所在地			

検査年月日	
検査員氏名	
備考	

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第43 (第81条関係)

保安検査結果報告書	一般	×整理番号	年 月 日
		×受理年月日	
検査をした特定施設及びその所在地			

名称 (事業所の名称を含む。)	
検査の結果	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
保安検査の年月日 検査員氏名	
備考	

年 月 日

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第3項により当該検

名称 (事業所の名称を含む。)	
検査の結果	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検査の年月日 検査員氏名	
備考	

年 月 日

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第44 (第85条関係)

認定完成検査実施申請書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	受理年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備			
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号		年月日 第 号 高压ガス保安協会	

様式第44 (第85条関係)

認定完成検査実施申請書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	受理年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備			
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号		年月日 第 号 高压ガス保安協会	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第45 (第86条関係)

認定完成検査実施者認定証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第45 (第86条関係)

認定完成検査実施者認定証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	

認定に係る特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	(_____)
製造施設又は貯蔵設備の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定完成検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における () 内に、特定認定完成検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設又は貯蔵設備の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第46 (第87条関係)

認定保安検査実施書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類類			
<u>自ら</u> 保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく <u>自ら</u> 保安検査を行う特定施設及び <u>その</u> 連続運転期間			
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号		年月日 第 号 高圧ガス保安協会	

様式第46 (第87条関係)

認定保安検査実施書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類類			
<u>運 転 を 停 止 し て</u> 保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間			
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号		年月日 第 号 高圧ガス保安協会	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、特定認定保安検査実施事業者申請書と同時に提出する場合は記載しなくてもよい。

4 氏名を記載し、押印することには代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第47 (第88条関係)

認定保安検査実施者認定証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

(新設)

様式第47 (第88条関係)

認定保安検査実施者認定証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	

事業所所在地	
認定の種類類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	()
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

事業所所在地	
認定の種類類	
運転を停止して保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 認定の有効期間の欄におけるには、申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合、特定認定保安検査実施事業者である際の認定の有効期間を記載する。

様式第50 (第89条関係)

認定保安検査実施申請書	一般	整理番号	年	月	日
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
申請の種類類					
自ら保安検査を行う特定施設					
運転を停止することなく自ら					

- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
(新設)

様式第50 (第89条関係)

認定保安検査実施申請書	一般	整理番号	年	月	日
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
申請の種類類					
運転を停止して保安検査を行う特定施設					
運転を停止することなく保安検					

保安検査を行う特定施設及び その連続運転期間	
---------------------------	--

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 法第35条第1項第2号の認定と令第10条ただし書の認定を同時に申請しようとする者は、運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、記載することを要しない。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第51 (第89条関係)

認定保安検査実施者調査証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	

査を行う特定施設及び連続運転 期間	
----------------------	--

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

(新設)

様式第51 (第89条関係)

認定保安検査実施者調査証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証交付年月日及び調査証番号	
備考	

年 月 日

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 印

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
運転を停止して保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証交付年月日及び調査証番号	
備考	

年 月 日

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第55 (第94条関係)

保安検査記録届書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
前回の保安検査の年月日			
年月日			
検査年月日			
年月日			

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第55 (第94条関係)

保安検査結果報告書	一般	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日			
年月日			
検査年月日			
年月日			

検査結果を確認した責任者

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第7条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること

。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第55の2 (第94条の2関係)

特定認定完成検査実施事業者 認 定 申 請 書	一 般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			

検査結果を確認した責任者

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
申請の種類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
特定認定完成検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高压ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名 (印)

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第55の3 (第94条の2関係)

(新設)

特定認定保安検査実施事業者 認定申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る特定施設			
特定認定保安検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	

年 月 日

代表者 氏名

印

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第55の4 (第94条の2関係)

(新設)

特定認定完成検査実施事業者認定証		一般
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
認定の種類		
認定に係る製造施設又は貯蔵設備		

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第55の5 (第94条の2関係)

特定認定保安検査実施事業者認定証	一般
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	

(新設)

事業所所在地	
認定の種類	
認定に係る特定施設	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第55の6 (第94条の5関係)

(新設)

特定認定完成検査実施事業者 変更 届	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

代表者 氏名 _____ ㊟

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

様式第55の7 (第94条の5関係)

特定認定保安検査実施事業者 変更 届	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名 _____ 印

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第55の8 (第94条の8関係)
(望)

様式第55の9 (第94条の10関係)
(望)

様式第55の10 (第94条の11関係)
(望)

様式第55の11 (第94条の14の2関係)
(望)

様式第55の11の2 (第94条の15関係)
(望)

様式第55の12 (第94条の14の2関係)
(望)

様式第55の12の2 (第94条の15関係)
(望)

様式第55の2 (第94条の2関係)
(望)

様式第55の3 (第94条の4関係)
(望)

様式第55の4 (第94条の5関係)
(望)

様式第55の5 (第94条の8の2関係)
(望)

様式第55の5の2 (第94条の9関係)
(望)

様式第55の6 (第94条の8の2関係)
(望)

様式第55の6の2 (第94条の9関係)
(望)



改正後	改正前
<p>コンビナート等保安規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 高圧ガスの製造に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可（第三条）</p> <p>第二節 技術上の基準</p> <p>第一款 製造施設（第四条―第七条の二）</p> <p>第二款 導管（第八条―第十条）</p> <p>第三款 連絡（第十一条）</p> <p>第三節 変更の工事に係る許可等（第十二条―第十四条）</p> <p>第四節 完成検査（第十五条―第二十条）</p> <p>第三章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第二十一条）</p> <p>第四章 自主保安のための措置（第二十二条―第三十三条）</p> <p>第五章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第二節 定期自主検査（第三十八条・第三十八条の二）</p> <p>第六章 危険時の措置（第三十九条）</p> <p>第七章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第四十条―第四十九條の七）</p> <p>第七章の二 指定設備に係る認定等（第四十九條の八―第四十九條の十五）</p> <p>第八章 雑則（第五十条―第五十七条）</p> <p>附則</p>	<p>コンビナート等保安規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 高圧ガスの製造に係る許可等</p> <p>第一節 高圧ガスの製造に係る許可（第三条）</p> <p>第二節 技術上の基準</p> <p>第一款 製造施設（第四条―第七条の二）</p> <p>第二款 導管（第八条―第十条）</p> <p>第三款 連絡（第十一条）</p> <p>第三節 変更の工事に係る許可等（第十二条―第十四条）</p> <p>第四節 完成検査（第十五条―第二十条）</p> <p>第三章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第二十一条）</p> <p>第四章 自主保安のための措置（第二十二条―第三十三条）</p> <p>第五章 保安検査及び定期自主検査</p> <p>第一節 保安検査（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第二節 定期自主検査（第三十八条・第三十八条の二）</p> <p>第六章 危険時の措置（第三十九条）</p> <p>第七章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第四十条―第四十九條の九）</p> <p>第七章の二 指定設備に係る認定等（第四十九條の二―第四十九條の九）</p> <p>第八章 雑則（第五十条―第五十七条）</p> <p>附則</p>

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

イ～チ (略)

六～十八 (略)

十八 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれに掲げるところにより得られたもの

イ～チ (略)

備考 (略)

二十～二十五 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

イ～チ (略)

六～十八 (略)

十八 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからチまでに掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに掲げるところにより得られたもの

イ～チ (略)

備考 (略)

二十～二十五 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則
第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料
装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程
で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起
算して十五年を経過したもの）には、高圧ガスを充填しな
いこと。

ヲ（略）

三〇八（略）

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽
微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第五条第一
項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業
大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がない
ものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であ
つて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二〇五（略）

- 六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を
行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設
計圧力が三十メガパスカル以上のもを除く。）の管台（当
該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限
る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条
第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号
の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設
備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて
、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる
母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査

料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過
程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から
起算して十五年を経過したもの）には、高圧ガスを充填し
ないこと。

ヲ（略）

三〇八（略）

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽
微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第五条第一
項第十九号の規定により製造を行うことが適切であると経済
産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障が
ないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事
であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二〇五（略）

- 六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を
行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の
各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並び
に法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定
める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変
更がないものに限る。）の工事

規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。

(削る)

(削る)

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者(以下「特定認定事業者」という。)が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の取替えの工事

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。)の取替え(処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。)の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。)

ロ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)

ロ ガス設備(特定設備を除く。)の取替えの工事(第一号及び第二号に該当するものを除く。)(新設)

八

く。の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（前号に該当するものを除く。）

認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第五条第一

項第十九号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

（略）

（新設）

（略）

(特定施設の範囲等)

第三十四条 (略)

2 法第三十五条第一項本文に規定する都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間以上)であるもの(以下「休止施設」という。)にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二 (略)

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日(前項の告示で定める製造施設にあつては、前項の告示で定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内)に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け又は行つたものとみなす。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。)は、前回の保安検査の日(前項の規定により第二項の保安検査を受け又は行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年を超えな

(特定施設の範囲等)

第三十四条 (略)

2 法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、一年(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない製造施設にあつては、完成検査)を受け、又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上(告示で定める製造施設にあつては、告示で定める期間以上)であるもの(以下「休止施設」という。)にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

一・二 (略)

(新設)

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする特定製造者は、第十五条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日(前項の告示で定める製造施設(休止施設を除く。))

い日(第二項の告示で定める製造施設(休止施設を除く。)にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日(第二項の告示で定める製造施設(休止施設を除く。)にあつては、第二項の告示で定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

(協会等による保安検査証の届出等)

第三十五条 (略)

2 前条第二項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

にあつては、前項の告示で定める期間が終了する日の三十日前、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前)までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

4 都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

(協会等による保安検査証の届出等)

第三十五条 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

とする。

3 (略)

4 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 (略)

(保安検査の方法)

第三十七条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

3 (略)

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 (略)

(保安検査の方法)

第三十七条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならぬ。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

(新設)

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認められた方法

三 第五条第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号、又は第五十四条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依つて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト及び同号ルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置掲げる基準に係るものに限る。）並びに圧縮水素スタンドである製造施設、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）において、別表第四に定める方法を用いる場合

（完成検査に係る認定の申請等）

第四十条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第

二 第五条第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号、又は第五十四条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に依つて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備（第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト及び同号ルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置掲げる基準に係るものに限る。）並びに圧縮水素スタンドである製造施設、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）において、別表第四に定める方法を用いる場合。

（完成検査に係る認定の申請等）

第四十条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第

三項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第四十二条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十三の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 (略)

(保安検査に係る認定の申請等)

第四十二条 法第三十九条の四第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第二十五の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第四十四条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十七の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十九の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

(協会等による調査の申請等)

第四十四条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関（以下この条において「協会等」という。）が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十七の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2・3 (略)

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする特定製造者は、様式第二十九の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 (略)

二 認定を受けようとする事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及

図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

5～7 (略)

(施設の追加)

第四十七条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十条、第四十一条及び第四十四条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第四十一条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第四十条第一項又は第四十四条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第四十二条、第四十三条及び第四十四条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第四十三条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第四十二条第一項又は第四十四条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

5～7 (略)

(施設の追加)

第四十七条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十条、第四十一条及び第四十四条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、第四十条第一項又は第四十四条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第四十二条、第四十三条及び第四十四条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、第四十二条第一項又は第四十四条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(新規)

第四十九条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の二第二項に係る製造施設と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第三十四の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第三十四の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当しているとき、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第三十四の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第三十四の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準

（新規）

第四十九条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止を行つた次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること
- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること
- 七 法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新

第四十九条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けることにその更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

2 第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（新規）

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第四十九条の五 認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2| 認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加）

第四十九条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設を追加する場合にあつては、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定を準用する。ただし、第四十九条の二第二項又は同条第三項に掲げる第四十九条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

（新規）

（新規）

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等)

第四十九条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十九条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

(指定設備に係る認定の申請)

第四十九条の八 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第三十四の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関(以下「指定設備認定機関等」という。)に提出しなければならない。

一 四 (略)

(指定設備に係る技術上の基準)

第四十九条の九 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(新規)

(指定設備に係る認定の申請)

第四十九条の二 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第三十四の二の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関(以下「指定設備認定機関等」という。)に提出しなければならない。

一 四 (略)

(指定設備に係る技術上の基準)

第四十九条の三 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇一六 (略)

(指定設備認定証の様式)

第四十九条の十 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第三十四の九のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第四十九条の十一 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第三十四の十の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第四十九条の十二 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〇一三 (略)

(指定設備認定証の返納)

第四十九条の十三 法第五十六条の九第二項において準用する法

一〇一六 (略)

(指定設備認定証の様式)

第四十九条の四 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第三十四の三のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第四十九条の五 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第三十四の四の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第四十九条の六 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〇一三 (略)

(指定設備認定証の返納)

第四十九条の七 法第五十六条の九第二項において準用する法第

第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第四十九条の十四 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び第四十九条の十五において同じ。)を行つたときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 四 (略)

二 三 (略)

第四十九条の十四の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の十一の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 (略)

二 三 (略)

三 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の十二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

(指定設備の認定が無効となる設備の変更の工事等)

第四十九条の八 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び第四十九条の九において同じ。)を行つたときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 四 (略)

二 三 (略)

第四十九条の八の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の五の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

一 四 (略)

二 (略)

三 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の六の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(認定指定設備の移設等に係る調査の申請等)

第四十九条の十五 第四十九条の十四第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の十一の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の十二の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第五十三条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第三十八の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分		報告期限
一 次のいずれかに該当する事故		(略)
イ〜ニ	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第三十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(認定指定設備の移設等に係る調査の申請等)

第四十九条の九 第四十九条の八第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第三十四の五の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。

2 (略)

3 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容が第四十九条の三各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の六の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

第五十三条の二 都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第三十八の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分		報告期限
一 次のイからニまでのいずれかに該当する事故		(略)
イ〜ニ	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。第五十五条において「令」という。)第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第三十九の報告徴

ならない。

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一〇七十 (略) 七十一 第五号第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造 七十二〇七十四 (略)	一〇七十 (略) 七十一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。 七十二〇七十四 (略)
備考 (略) 2〇9 (略)	

別表第四(第三十七条第二項第三号関係)

収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 一〇七十 (略) 七十一 第五号第一項第六十五号トの容器置場のガスが滞留しない構造 七十二〇七十四 (略)	一〇七十 (略) 七十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。 七十二〇七十四 (略)
備考 (略) 2〇9 (略)	

別表第四(第三十七条第二項第三号関係)

<p>1 製造設備がコー ルド・エバポレー タ、特定液化石油 ガススタンド、圧 縮天然ガススタン ド、液化天然ガス スタンド及び圧縮 水素スタンドであ るものを除く製造 施設の場合 一〇六 (略) 七 第五条第一項 第五十四号の二 の特定不活性ガ スの製造施設の 消火設備 八〇十 (略) 二〇四 (略)</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>一〇六 (略) 七 特定不活性ガスの製造施設の消火設 備の設置状況を目視によるほか、記録 等により検査し、当該消火設備の性能 を動作試験又はその記録により検査す る。 八〇十 (略)</p>
--	---

様式第17 (第34条、第35条関係)

<p>保安検査申請書</p> <p>名称 (事業所の名称を含む。)</p>	<p>特定</p>		
	<p>×整理番号</p> <p>×検査結果</p> <p>×受理年月日</p> <p>×許可番号</p>	<p>年月日</p>	

<p>1 製造設備がコー ルド・エバポレー タ、特定液化石油 ガススタンド、圧 縮天然ガススタン ド、液化天然ガス スタンド及び圧縮 水素スタンドであ るものを除く製造 施設の場合 一〇六 (略) 七 第五条第一項 第五十四号の準 不活性ガスの製 造施設の消火設 備 八〇十 (略) 二〇四 (略)</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>一〇六 (略) 七 特定不活性ガスの製造施設の消火設 備の設置状況を目視によるほか、記録 等により検査し、当該消火設備の性能 を動作試験又はその記録により検査す る。 八〇十 (略)</p>
---	---

様式第17 (第34条、第35条関係)

<p>保安検査申請書</p> <p>名称 (事業所の名称を含む。)</p>	<p>特定</p>		
	<p>×整理番号</p> <p>×検査結果</p> <p>×受理年月日</p> <p>×許可番号</p>	<p>年月日</p>	

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
製造施設完成検査の ____年 月 日	
前回の保安検査の ____年 月 日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
製造施設完成検査証の 交付____年 月 日	
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付____年 月 日	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。
- 4 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 5 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
- 5 []内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第18 (第34条、第35条関係)

保安検査	検査	特定
	証	
名称 (事業所の名称を含む。)		
検査した特定施設及びその所在地		
保安検査の年月日		

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。
(新設)
- (新設)
- (新設)
- 4 []内は該当する二機関名を記載すればよい。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第18 (第34条、第35条関係)

保安検査	検査	特定
	証	
名称 (事業所の名称を含む。)		
検査した特定施設及びその所在地		
検査年月日		

検査職員又は検査員氏名			
検査番号	年月日	高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名	第 号
備考			

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。
- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 3 検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 4 []内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

様式第19 (第35条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特定	整理番号 年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			

検査職員又は検査員氏名			
検査番号	年月日	高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名	第 号
備考			

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。
(新設)
- 2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 []内は該当する二機関名を記載すればよい。

様式第19 (第35条関係)

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	特定	整理番号 年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 第 号
保安検査の年月日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年月日 高圧ガス保安協会 第 号
検査を受けた年月日	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第20 (第35条関係)

指定保安検査受検届書	特定	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号		年月日	第 号
指定保安検査機関名			

- 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
(新設)

様式第20 (第35条関係)

指定保安検査受検届書	特定	整理番号	年月日
	<input checked="" type="checkbox"/>	年月日	年月日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号		年月日	第 号
指定保安検査機関名			

保安検査の年月日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第21 (第36条関係)

×整理番号

検査を受けた年月日	
-----------	--

年 月 日

代表者 氏名

㊦

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

(新設)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第21 (第36条関係)

×整理番号

保安検査結果報告書		特定	×受理年月日	年	月	日
検査をした特定施設及びその所在地						
名称（事業所の名称を含む。）						
検査の結果						
保安検査証の検査番号			年月日			
			高圧ガス保安協会			第 号
保安検査の年月日						
検査員氏名						
備考						

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

保安検査結果報告書		特定	×受理年月日	年	月	日
検査をした特定施設及びその所在地						
名称（事業所の名称を含む。）						
検査の結果						
保安検査証の検査番号			年月日			
			高圧ガス保安協会			第 号
検査の年月日						
検査員氏名						
備考						

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

都道府県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第22 (第36条関係)

保安検査結果報告書	特定	整理番号	年月日
	×	×	年月日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年月日 第 号 指定保安検査機関名		
保安検査の年月日 検査員氏名			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第22 (第36条関係)

保安検査結果報告書	特定	整理番号	年月日
	×	×	年月日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称 (事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年月日 第 号 指定保安検査機関名		
検査の年月日 検査員氏名			

備考	
----	--

年 月 日

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第23 (第40条関係)

認定完成検査実施申請書	特 定	× 整理 番号	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			

備考	
----	--

年 月 日

指定保安検査機関名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第23 (第40条関係)

認定完成検査実施申請書	特 定	× 整理 番号	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			

事業所所在地	
申請の種類	
特定変更工事を行う製造施設	
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業所所在地	
申請の種類	
特定変更工事を行う製造施設	
認定完成検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊟

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)

様式第24 (第41条関係)

認定完成検査実施者認定証	特定
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
<u>認定に係る特定変更工事を行う</u> 製造施設設	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	(_____)
製造施設設の	

様式第24 (第41条関係)

認定完成検査実施者認定証	特定
名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
<u>認定する特定変更工事を行う</u> 製造施設設	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設設の	

検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定完成検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定完成検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第25 (第42条関係)

認定保安検査実施者 認定申請書	特定	受理番号	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					

検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第25 (第42条関係)

認定保安検査実施者 認定申請書	特定	受理番号	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					

申請の種類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊞

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、特定認定保安検査実施事業者申請書と同時に提出する場合は、記載しなくともよい。

申請の種類	
<u>運転を停止して</u> 保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定保安検査実施調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名

㊞

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(新設)

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

様式第26 (第43条関係)

認定保安検査実施者認定証		特定
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
認定の種類類		
自ら保安検査を行う特定施設		
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間		

様式第26 (第43条関係)

認定保安検査実施者認定証		特定
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
認定の種類類		
運転を停止して保安検査を行う特定施設		
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間		

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	(_____)
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 認定の有効期間の欄における () は、申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合、特定認定保安検査実施事業者である際の認定の有効期間を記載する。

様式第29 (第44条関係)

認定保安検査実施者 調 査 申 請 書	特 定	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第29 (第44条関係)

認定保安検査実施者 調 査 申 請 書	特 定	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
申請の種類	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
申請の種類	
運転を停止して保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	

年 月 日

代表者 氏名

㊦

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 法第35条第1項第2号の認定と令第10条ただし書の認定を同時に申請しようとする者は、運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、記載することを要しない。
- 4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第30 (第44条関係)

認定保安検査実施者調査証		特定
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
調査の種類		
自ら保安検査を行う特定施設		

- 2 ×印の項は記載しないこと。
(新設)
- (新設)

様式第30 (第44条関係)

認定保安検査実施者調査証		特定
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
調査の種類		
運転を停止して保安検査を行う特定施設		

運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証交付年月日及び調査証番号	
備考	

年 月 日

〔 高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕 印

代表者 氏名 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における () 内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第34 (第49条関係)

保安検査記録届書	特定	整理番号 年 月 日	年 月 日
----------	----	---------------	-------

運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及び連続運転期間	
認定保安検査実施者調査証交付年月日及び調査証番号	
備考	

年 月 日

〔 高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名 〕 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

様式第34 (第49条関係)

保安検査結果報告書	特定	整理番号 年 月 日	年 月 日
-----------	----	---------------	-------

名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
前回の保安検査の 年 月 日	年 月 日
検査年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

名称 (事業所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	
事業所所在地	
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日 又は終了年月日	年 月 日
検査年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

- 3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第34の2 (第49条の2関係)

特定認定申請書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る製造施設又は貯蔵設備			
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>			

特定認定完成検査実施事業者調査証

- (新設)
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

交付年月日及び調査証番号

高圧ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名 ⑩

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(新設)

様式第34の3 (第49条の2関係)

(新設)

特定認定保安検査実施事業者 認定申請書	特 定	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

申請の種類	
認定に係る特定施設	
特定認定保安検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号

年 月 日

代表者 氏名 ⑩

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第34の4 (第49条の2関係)

特定認定完成検査実施事業者認定証

特定

(新設)

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
認定に係る製造施設又は貯蔵設備	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 _____ 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第34の5 (第49条の2関係)

<u>特定認定保安検査実施事業者認定証</u>		<u>特定</u>
<u>名称 (事業所の名称を含む。)</u>		
<u>事務所 (本社) 所在地</u>		
<u>事業所所在地</u>		
<u>認定の種類</u>		
<u>認定に係る特定施設</u>		
<u>認定年月日及び認定番号</u>	年 月 日	第 号

(新設)

認定の有効期間	
備考	

経済産業大臣 _____ 印

代表者 氏名 _____ 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第34の6 (第49条の5関係)

特定認定完成検査実施事業者 変更 届	特 定	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

(新設)

変更の内容

代表者 氏名 ㊟

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第34の7 (第49条の5関係)

特定認定保安検査実施事業者 変更 届	特 定	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			

(新設)

変更の内容

年 月 日

代表者 氏名 ④

経済産業大臣 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名を記載し、押印することには代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第34の8 (第49条の8関係)

(望)

様式第34の9 (第49条の10関係)

(望)

様式第34の10 (第49条の11関係)

(望)

様式第34の2 (第49条の2関係)

(望)

様式第34の3 (第49条の4関係)

(望)

様式第34の4 (第49条の5関係)

(望)

様式第34の11 (第49条の14の2関係)
(望)

様式第34の11の2 (第49条の15関係)
(望)

様式第34の12 (第49条の14の2関係)
(望)

様式第34の12の2 (第49条の15関係)
(望)

様式第34の5 (第49条の8の2関係)
(望)

様式第34の5の2 (第49条の9関係)
(望)

様式第34の6 (第49条の8の2関係)
(望)

様式第34の6の2 (第49条の9関係)
(望)